

鳥取市告示第401号

別紙の者は、住所及び居所が不明のため下記書類を送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は、本市福祉部長寿社会課に保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

送達する書類の情報

介護保険法第131条の規定による通知書（令和8年度 発福長第1497号）。

令和8年9月14日

鳥取市長 深澤義彦



変更後の納期限 随時期 令和8年9月30日

書類の送達を受ける者の名簿

番号	氏 名
1	神崎 洋二
2	吉田 春彦